

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町中原地区 (中原地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:3人(うち50歳代以下0人)、広域集落協定組織(1経営体)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化による、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き広域集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③広域集落協定組織で行っているドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	富士町大野地区 (大野地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:13人(うち50歳代以下2人)、広域集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化による、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き広域集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③広域集落協定組織で行っているドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	富士町栗並地区 (栗並地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢68歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:31人(うち50歳代以下8人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。

・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。

・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.42 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.42 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町大串地区 (大串地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢68歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:56人(うち50歳代以下8人)、広域集落協定組織(1経営体)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化による、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き広域集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③広域集落協定組織で行っているドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 ( 412015 )	
地域名 (地域内農業集落名)	富士町麻那古地区 (麻那古地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の平均年齢69歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  <b>【地域の基礎的データ】</b>                  農業者:55人(うち50歳代以下9人)、広域集落協定組織(1経営体)                  主な作物:水稲</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化による、新たな担い手の確保等を検討する。</li> <li>・水稲の栽培については、これまでに引き続き広域集落協定組織で話し合いを行っていく。</li> <li>・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③広域集落協定組織で行っているドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町上無津呂地区 (上無津呂上、上無津呂下地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の平均年齢71歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】                  農業者:64人(うち50歳代以下10人)、集落協定組織(1経営体)                  主な作物:水稲</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。</li> <li>・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。</li> <li>・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	79.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 ( 412015 )
地域名 (地域内農業集落名)	富士町下無津呂地区 (下無津呂地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:36人(うち50歳代以下5人)、広域集落協定組織(1経営体)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化による、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き広域集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③広域集落協定組織で行っているドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	富士町藤瀬地区 (藤瀬地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:15人(うち50歳代以下2人)、集落協定組織(1経営体)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。  
 ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。  
 ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町上関屋地区 (上関屋地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の平均年齢65歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】                  農業者:10人(うち50歳代以下4人)、集落協定組織(1経営体)                  主な作物:水稲</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。</li> <li>・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。</li> <li>・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を検討し、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町下関屋地区 (下関屋地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:32人(うち50歳代以下5人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町古場地区 (古場地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:26人(うち50歳代以下4人)、集落協定組織(1経営体)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町上合瀬地区 (上合瀬地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢63歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:16人(うち50歳代以下6人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町下合瀬地区 (下合瀬地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:23人(うち50歳代以下8人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。

・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。

・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町菖蒲地区 (菖蒲地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:26人(うち50歳代以下6人)、広域集落協定組織(1経営体)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリ等による防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 ( 412015 )	
地域名 (地域内農業集落名)	富士町上小副川地区 (上小副川、日池地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:35人(うち50歳代以下8人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 ( 412015 )	
地域名 (地域内農業集落名)	富士町下小副川地区 (下小副川地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:23人(うち50歳代以下6人)、集落協定組織(1経営体)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町大野原地区 (大野原地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の平均年齢61歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】                  農業者:14人(うち50歳代以下7人)、集落協定組織(1経営体)                  主な作物:水稲</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。</li> <li>・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。</li> <li>・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.96 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町須田地区 (須田地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:21人(うち50歳代以下4人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町貝野地区 (貝野地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢68歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:18人(うち50歳代以下5人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町広溜地区 (広溜地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢75歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:3人(うち50歳代以下0人)、  
主な作物:水稲

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、近隣の集落協定組織と話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦地域ぐるみで、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	富士町杉山地区 (杉山地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月14日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:20人(うち50歳代以下5人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町市川地区 (市川、葛尾地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢64歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:54人(うち50歳代以下17人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。

- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。

- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81.48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町苜木地区 (苜木地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:13人(うち50歳代以下0人)、集落協定組織(1経営体)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町鎌原地区 (鎌原地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢71歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者: 17人(うち50歳代以下1人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物: 水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町柚木地区 (柚木地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】                  農業者:13人(うち50歳代以下3人)、集落協定組織(1経営体)                  主な作物:水稲</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。</li> <li>・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。</li> <li>・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 ( 412015 )	
地域名 (地域内農業集落名)	富士町内野地区 (内野地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:32人(うち50歳代以下0人)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、集落で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.96 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を検討し、作業の効率化を図る。
- ⑦地域で共同活動を行い、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町中の原地区 (中の原地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢65歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:11人(うち50歳代以下0人)  
 主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稻の栽培については、集落で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を検討し、作業の効率化を図る。
- ⑦地域で共同活動を行い、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町小川内地区 (小川内地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:12人(うち50歳代以下0人)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、集落で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を検討し、作業の効率化を図る。
- ⑦地域で共同活動を行い、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)
地域名 (地域内農業集落名)	富士町古湯地区 (古湯地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:4人(うち50歳代以下0人)  
 主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稻の栽培については、集落で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.53 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を検討し、作業の効率化を図る。
- ⑦地域で共同活動を行い、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 ( 412015 )
地域名 (地域内農業集落名)	富士町上熊川地区 (熊の川地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。  
 【地域の基礎的データ】  
 農業者:23人(うち50歳代以下2人)  
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度を活用し、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリによる防除を検討し、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長 坂井 英隆

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 ( 412015 )
地域名 (地域内農業集落名)	富士町新村開拓地区 (上合瀬地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:6人(うち50歳代以下0人)、集落協定組織(1経営体)

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域においては、地域・当事者の意向を踏まえつつ、将来にわたって守っていくべき農地のゾーニングにより、農地を有効かつ効率的に活用できるようにしていく必要がある。また、担い手の確保については、中山間地域等直接支払制度の協定集落の広域化を図ったり、新たな担い手の確保等を検討する。
- ・水稲の栽培については、これまでに引き続き集落協定組織で話し合いを行っていく。
- ・農地中間管理事業等の制度を活用してスムーズな農地の貸し借りにつなげ、規模拡大の意向のある担い手への集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手への集積については、農地所有者の意向等を踏まえながら協議を行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の状況と農地所有者の合意等、条件が合えば活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組みが可能な区域があれば、取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足による担い手の確保については、新規就農者の受け入れや地区外からの参入等の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて既存の農業法人等を利用した農作業受託を行うなどして、より効率的かつ効果的な農作業の実施を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電柵の設置を行っており、既存施設の維持管理に努める。また猟友会による捕獲の協力を求めるとともに、捕獲従事者の育成及び支援を進めていく。
- ③JA等で行っている無人ヘリやドローンによる防除を引き続き行い、作業の効率化を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。